

改正

平成30年4月1日

平成31年4月1日規程第72号

令和3年4月1日規程第136号

東洋大学大学院情報連携学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋大学大学院学則（昭和29年4月1日施行。以下「学則」という。）第4条第5項に基づき、東洋大学大学院情報連携学研究科（以下「情報連携学研究科」という。）の教育研究に関し必要な事項を定める。

（人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的）

第2条 情報連携学研究科は、学則第4条の2に基づき、研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定める。

（修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針）

第3条 情報連携学研究科は、学則第4条の3に基づき、専攻の修了の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を別表第2のとおり定める。

（教育課程）

第4条 情報連携学研究科は、学則第5条の2及び第7条に基づき、専攻の教育課程における科目区分、授業科目及び研究指導科目の名称、単位数、配当学年、及び履修方法等を別表第3のとおり定める。

（修了に必要な単位等）

第5条 情報連携学研究科は、学則第12条及び第13条に基づき、専攻の修了に必要な単位等を別表第4のとおり定める。

（改正）

第6条 この規程の改正は、学長が情報連携学研究科委員会の意見を聴き、研究科長会議の審議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第99号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規程第72号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規程第136号）

1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2020年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（第2条関係）

情報連携学研究科

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

【博士前期課程】

（1） どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか

インターネットの普及により、既存のシステム、組織、分野の持つ機能やネットワークなどの情報を連携させて利用するためのコストが劇的に小さくなった。このような連携をベースとする新しい社会プロセスとそのための方法論及び必要とされる技術を研究し、また個別分野でのみならず、連携により実社会の全ての分野において広く成果をあげ、社会発展の基盤となる専門人材を養成する。

（2） 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的

最先端の情報技術とその応用を基盤としながら、それぞれの学生が持っている専門的な背景を大

きく伸ばすことを目指す。情報通信技術を元々の専門とする学生には、その応用による発展を、一方、情報通信技術の応用先を元々の専門とする学生に対しては、情報通信技術がもたらす新たな可能性を、それぞれ発見し、発展させることを念頭に置いた教育を行う。また、それらを深化させるための研究を行う。

【博士後期課程】

(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか

さまざまな分野への情報通信技術の応用を目指し、わが国及び世界の情報通信技術の進展をリードし、新たな道を切り拓く極めて高度な専門性と研究遂行能力を有する人材を養成する。この人材は、科学的な根拠に基づく応用力に優れ、情報連携学の学術領域の開拓と発展を担うこととする。

(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的

情報通信技術とその応用に関する極めて高度な専門性を有し、深く掘り下げた研究を行い、その研究を通じて、学生に、情報通信技術応用の全体を捉えながらも専門性を更に深める能力と、急速に変化し続ける社会において、狭義の専門性にとらわれることなく、分野横断的な課題に対して、情報通信技術に関する高度に専門的な知識に基づいた解を見いだす能力を身に付けさせる。また、高度な専門技術とともに、その学術的成果を社会に還元する社会実装のフェーズにおいても、イノベーションに至る道筋を理解し、新たな価値を生み出す活動の中で大きなリーダーシップを発揮できるような、高度な能力を育成する。

情報連携学研究科情報連携学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

【博士前期課程】

(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか

学部の新卒者のみならず、既にある程度の専門性を取得して実社会で活躍する社会人に対しても門戸を広く開き、社会人の再教育機関としての役割も備える新しい教育機会を整備する。現在の社会において最も革新の速度が速い情報技術の分野に対応するために、8つの情報技術の基礎ディシプリン（①ビジネス・インキュベーション、②データ・サイエンス、③インフラ・サービス、④クリエイティ・オブ・ライフ、⑤コンピュータ・アーキテクチャー、⑥コンピュータ・ネットワーク、⑦デジタル・デザイン、⑧ユーザ・エクスペリエンス・デザイン）に関わる最先端の研究開発を行う研究者の養成とともに、それらディシプリンの連携を図る情報連携学の実践を行い、社会にイノベーションをもたらす専門的職業人を養成する。

(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的

連携に必要な能力（コミュニケーション能力、他者の意欲や能力を引き出すための対人関係構築能力、自他双方が利益を得ることができる連携を構想する能力）の一層の養成を図る。前出の8つの情報技術の基礎ディシプリンにおける最先端の知識を習得させるとともに、チームティーチングの手法を用いてこれらディシプリンを連携させる情報連携の方法論を経験、習得させ、実社会でのイノベーション力を強化する。そして、このイノベーション力の強化に必要な論理的な思考のみならず、粘り強く何度も挑戦し続ける気概を身に付けさせる。

【博士後期課程】

(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか

情報通信技術、あるいはその応用先の分野についての基盤的な知識を持ちながらも、それに留まらず、関連する多くの分野の知を総合することによって現代社会において次々に生じる課題に深く取り組み、解決策を学術的な見地から示していく人材を養成する。加えて、情報連携学を新たな融合学術領域として発展させ、学術的に確立することに貢献する人材を養成する。

(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的

さまざまな分野への情報通信技術の応用にあたって生じる学術的な課題を自ら見いだし、それに対して、狭い専門領域に留まることなく、さまざまな専門領域の知見や研究手法を連携的に応用し、問題の解析と解決を行う能力を習得させる。とりわけ、独立した研究者として、このような領域横断的な研究を独自に開拓し、学術的な知見を通じて社会へ貢献していく能力が重要である。

別表第2 修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針(第

3 条関係)

情報連携学研究科情報連携学専攻

1. 修了の認定及び学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

【博士前期課程】

以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数を満たし、修士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。

- (1) 情報連携学を社会に応用する専門能力を身につけている。
- (2) エンジニアリング、デザイン、ビジネス、シビルシステムのいずれかについて、高い専門性と研究能力を身につけている。
- (3) 他者との専門的な協働を進める能力を身につけている。

【博士後期課程】

以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。

- (1) 情報連携学を基盤としながら、科学技術の先端を拓くことでわが国及び世界の発展に寄与する高度な専門知識とその応用能力を身につけている。
- (2) 高度な専門技術とともに、学術的成果を社会に還元するフェーズにおいても、イノベーションに至る道筋を理解し新たな価値を生み出す活動でリーダーシップを発揮できる能力を身につけている。

2. 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

【博士前期課程】

(1) 教育課程の編成／教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組合せた教育課程を体系的に編成する。

教育課程は、各分野の研究法を学ぶ共通必修科目、特論として情報連携学を専門的に深く学修する選択専門科目、修士研究のために履修する研究指導科目から構成されている。この課程において情報連携学の深化、コミュニケーション能力の伸長、専門の枠に囚われない発想の強化を図る。また、以下の教育内容及び方法で教授する。

- ① 情報連携学の基礎的な知識を前提とし、それを更に発展・深化させるための教育を行う。
- ② 少人数教育を通じて、多様性に富む学生間の意見交換と協働を促進し、応用的な情報連携を実現するための教育を行う。
- ③ 社会人に対しては、経験を有している分野との連関を重視しながらも、新たな分野への展開について教育を行う。
- ④ 修士論文を通じて、情報連携学の研究、又は社会実装への展開を教育する。

(2) 成績の評価

成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

- ① 授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。
- ② 研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員及び本専攻所属教員により組織的に評価する。
- ③ 修士学位論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

【博士後期課程】

(1) 教育課程の編成／教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、研究指導（リサーチワーク）を中心とした教育課程とする。「情報連携エンジニアリング」「情報連携ビジネス」「情報連携デザイン」「情報連携シビルシステム」の4つの分野の間を連携しながら、極めて高度な専門性を有し、深く掘り下げた研究を行う「情報連携学研究指導」をリサーチワークとして各セメスターに配置する。

また、関連分野の体系的な学修を確実なものにするため、必要に応じて博士前期課程の講義科目

をコースワークとして履修させる。

(2) 成績の評価

成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

①研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画を基に、論文報告会等を通じて、研究指導教員及び本専攻所属教員により組織的に評価する。

②博士学位論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づいて予備審査及び本審査を行い、最終的な評価を行う。

3. 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

【博士前期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。

(1) 情報通信技術を中心として、さまざまな分野間の連携を具体化して社会を変えていくことに強い興味と高い意欲をもつ者。

(2) 社会の多様性を尊重、理解し、多様な人びとと協働する中で、自分の独自性を発揮できる者。

(3) 情報連携学分野の新たな開拓に向けて積極的に取り組む意欲のある者。

(4) 情報連携学を発展させるために必要な基礎及び専門知識のある者。

【博士後期課程】

筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。

(1) 情報連携学関連分野における高度な専門的知識と自立した研究立案及び遂行能力を有する者

(2) 情報連携学の発展に向けて、国際的な幅広い視野に基づき関連学術を修得し、独創性が高い研究活動を推進する意欲のある者

別表第3 教育課程（第4条関係）

情報連携学研究科情報連携学専攻博士前期課程 授業科目

区分	必修・選択の別	科目名	講義・演習の別	配当学年	単位数	備考
	必修	情報連携学研究法Ⅰ	講義	1～2	2	
	必修	情報連携学研究法Ⅱ	講義	1～2	2	
	選択	デジタル・トランسفォーメーション特論Ⅰ	講義	1～2	2	
	選択	デジタル・トランسفォーメーション特論Ⅱ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携ビジネス特論Ⅰ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携ビジネス特論Ⅱ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携ビジネス特論Ⅲ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携ビジネス特論Ⅳ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携ビジネス特論Ⅴ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携ビジネス特論Ⅵ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携ビジネス特論Ⅶ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携ビジネス特論Ⅷ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携シビルシステム特論Ⅰ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携シビルシステム特論Ⅱ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携シビルシステム特論Ⅲ	講義	1～2	2	
	選択	情報連携シビルシステム特論Ⅳ	講義	1～2	2	

	選択	情報連携シビルシステム特論V	講義	1～2	2	
	選択	情報連携シビルシステム特論VI	講義	1～2	2	
	選択	情報連携シビルシステム特論VII	講義	1～2	2	
	選択	情報連携シビルシステム特論VIII	講義	1～2	2	
	選択	情報連携エンジニアリング特論I	講義	1～2	2	
	選択	情報連携エンジニアリング特論II	講義	1～2	2	
	選択	情報連携エンジニアリング特論III	講義	1～2	2	
	選択	情報連携エンジニアリング特論IV	講義	1～2	2	
	選択	情報連携エンジニアリング特論V	講義	1～2	2	
	選択	情報連携エンジニアリング特論VI	講義	1～2	2	
	選択	情報連携エンジニアリング特論VII	講義	1～2	2	
	選択	情報連携エンジニアリング特論VIII	講義	1～2	2	
	選択	情報連携デザイン特論I	講義	1～2	2	
	選択	情報連携デザイン特論II	講義	1～2	2	
	選択	情報連携デザイン特論III	講義	1～2	2	
	選択	情報連携デザイン特論IV	講義	1～2	2	
	選択	情報連携デザイン特論V	講義	1～2	2	
	選択	情報連携デザイン特論VI	講義	1～2	2	
	選択	情報連携デザイン特論VII	講義	1～2	2	
	選択	情報連携デザイン特論VIII	講義	1～2	2	
	選択	O p e n I o T 教育プログラム	講義	1～2	4	
	選択	情報連携学特別講義I	講義	1～2	2	
	選択	情報連携学特別講義II	講義	1～2	2	

情報連携学研究科情報連携学専攻博士前期課程 研究指導

区分	必修・選択の別	科目名	講義・演習の別	配当学年	単位数	備考
	必修	情報連携研究指導I	演習	1	2	
	必修	情報連携研究指導II	演習	1	2	
	必修	情報連携研究指導III	演習	1～2	2	
	必修	情報連携研究指導IV	演習	1～2	2	

履修方法

- 1 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 2 指導教授は、主指導教授1名、副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。
- 3 同一科目を2回以上履修・単位修得することはできない。
- 4 「研究指導」について、長期履修学生及び原級生で5セメスタ以上在学する場合は、延長したセメスタにおいて、主指導教授の「研究指導IV」をその都度履修すること。なおこの場合、同科目において修了要件に充当するのは最初に修得した成績及び単位のみとする。
- 5 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、東洋大学大学院（以下「本大学院」という。）の他研究科・専攻の授業科目及び他大学（協定校）の授業科目を履修することができる（同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。

また、上記により履修し修得した単位は、学則第10条の2に基づく、本大学院に入学する前

に修得し、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位（既修得単位）と合わせて、10単位を超えない範囲で修了要件に充当することができる。

情報連携学研究科情報連携学専攻博士後期課程 研究指導

区分	必修・選択の別	科目名	講義・演習の別	配当学年	単位数	備考
	必修	情報連携学研究指導Ⅰ	演習	1		
	必修	情報連携学研究指導Ⅱ	演習	1		
	必修	情報連携学研究指導Ⅲ	演習	2		
	必修	情報連携学研究指導Ⅳ	演習	2		
	必修	情報連携学研究指導Ⅴ	演習	3		
	必修	情報連携学研究指導Ⅵ	演習	3		

履修方法

- 1 研究指導科目の履修は、各学期に1科目ずつ順を追って履修しなければならない。
- 2 研究指導科目は、主指導教授の科目を選択すること。
- 3 本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本学の他研究科・専攻の授業科目及び他大学（協定校）の授業科目を履修することができる。

別表第4 修了に必要な単位等（第5条関係）

博士前期課程

専攻	単位数等
情報連携学研究科情報連携学専攻	(1) 修了要件となる科目で30単位以上修得すること。 (2) 主指導教授の「研究指導」は、毎セメスタ必ず履修すること。

博士後期課程

専攻	単位数等
情報連携学研究科情報連携学専攻	主指導教授の「研究指導」は毎セメスタ必ず履修すること。